

後期高齢者医療保険料の軽減について

所得の低い人や被用者保険(協会けんぽ、健保組合、共済組合など)加入者に扶養されていた人は保険料の負担が軽くなります。

所得が低い人の軽減

◆保険料の均等割額(被保険者全員が等しく負担する保険料)の軽減
世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額などが…

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯

「基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯

「基礎控除額(33万円)+「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

保険料の均等割額を9割軽減

保険料の均等割額を8.5割軽減

保険料の均等割額を5割軽減

保険料の均等割額を2割軽減

◆保険料の所得割額(所得に応じて負担する保険料)の軽減
被保険者の総所得金額などが…

「基礎控除額(33万円)+58万円を超えない人

保険料の所得割額を5割軽減

被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた人も、後期高齢者医療制度では被保険者となり保険料を納めることとなりますが、保険料の軽減措置があります。

特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が9割軽減されます(所得割額はかかりません)。対象となる人…資格を得た日の前日に、被用者保険加入者に扶養されていた人

保険料の決まり方について

被保険者個人ごとの保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。均等割額と所得割率は広域連合で2年ごとに決められます。

熊本県後期高齢者医療広域連合の
平成23年度の保険料率
(平成22年度と同率)

均等割額 47,000円

所得割率 9.03%

保険料(年額)

||

均等割額 47,000円

+

所得割額 $\left[\begin{array}{c} \text{総所得金額等} \\ -33\text{万円(基礎控除)} \end{array} \right] \times \text{所得割率} 9.03\%$

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民係 ☎0968・34・3111(内線751)

平成23年4月から

「障害年金加算改善法」 が施行されます。

これまでは障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者や子どもがいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する人に加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者や子どもがいる場合にも届出によって加算を行うことになります。

平成23年3月まで

- 受給権発生時に既に生計を維持する配偶者や子どもがいる場合には、受給権発生時(受給権発生時における生計維持関係を確認)から加算の対象となります。

平成23年4月からは加算の範囲が拡大されます!

- 平成23年4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子どもがいる場合には、法施行時(3月31日における生計維持関係を確認)から加算の対象となります。
- 平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子どもができた場合は、その事実が発生した翌月(婚姻、出生などの事実が発生した日における生計維持関係を確認)から加算の対象となります。

障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、子どもが障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者と子どもの間に生計維持関係がないものとして取扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

○児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害(国民年金または厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。

○児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合とは

母子世帯や父子世帯の人は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

問い合わせ先

【障害年金加算改善法について】

玉名年金事務所 ☎0968・72・1612
本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民係 ☎0968・34・3111 (内線752)

【児童扶養手当額や児童扶養手当制度について】

本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724
総合支所 福祉課 地域福祉係 ☎0968・34・3111 (内線761)